

令和 5 年度館城跡の発掘調査

厚沢部町教育委員会 石井淳平

令和 5 年 12 月 2 日

1 平成 21 年の礎石確認調査

平成 21 年に地表面調査による礎石の検出作業を行い、3 棟の礎石建物を発見しました。このうち、南側の 2 棟は増田家文書『館築城圖』に描かれた館城の御殿とされる建物と一致する部分が多いことが明らかになりました。一方、築城圖の建物は「L」字形の 1 棟の建物として描かれていますが、現地の礎石配置からは 2 棟の建物が想定されました。このことから、もともと 1 棟として予定されていた建物が、設計変更により 2 棟の建物として建設されたと推測しました。



図 1 平成 21 年に行った地表面での礎石確認調査

2 レーダーが突き止めた地下構造

しかし、令和元年及び令和 3 年に、札幌学院大学臼杵勲教授の実施したレーダー探査により、平成 21 年調査では礎石が検出されなかった建物と建物の間に何らかの地下構造があることが確認されました。

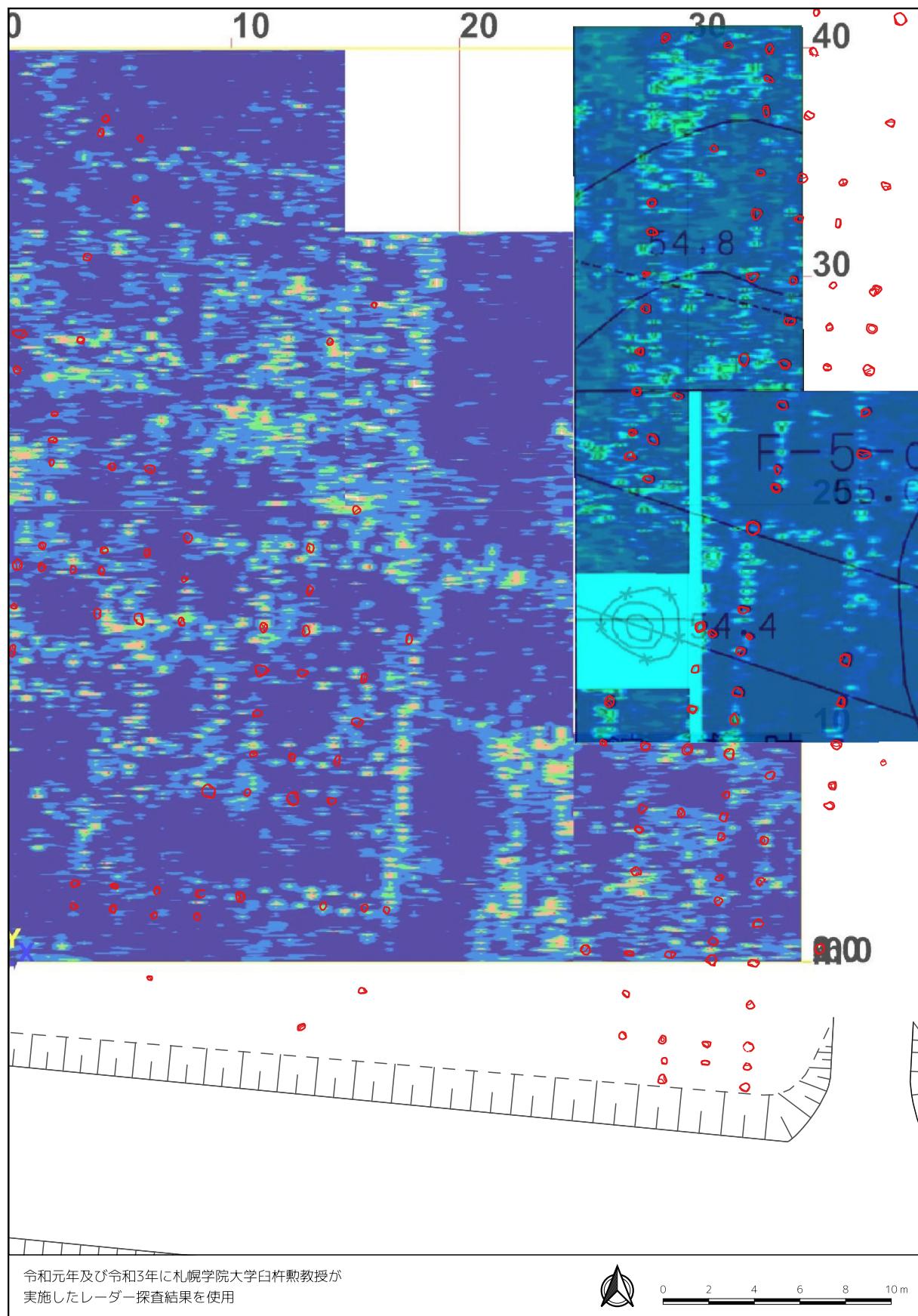


図2 レーダー探査結果

3 調査区の設置

以上の調査結果をもとに、館城御殿が築城圖どおりの1棟として建設されたのか、今までの理解のように2棟として建設されたのかを明らかにするとともに、レーダー探査で検出された反応の実態を確認することとしました（図3）。

4 調査の成果

4.1 検出遺構

盛土層 調査前現況地表面は調査区中央が谷状の地形となっていました。このことは地形測量によっても確認できます（図3）。調査の結果、調査区の東西に厚さ約20cmの盛土層が確認できました（図4・5・6）。調査区中央の谷状地形は旧地表面であり、東西に盛土がなされた結果谷状になったことがわかりました。盛土層はロームを主体としてつき固められており地表面付近には小礫が散布しています。東西建物の建設に際して盛土による平坦地の造成が行われたことが明らかとなりました。

布掘状の地業 盛土層の上から掘り込まれた布掘り状の溝がみつかりました（図4・5）。溝には礫が充填されており、検出面での溝の幅は30cm～50cm、深さは20cm～40cmでした。溝の上面では礎石や礎石抜取痕と思われる浅い掘り込みが確認されていることから、建物の基礎に相当するに伴う「地業¹⁾」と判断しました。

盛土層下の礎石 盛土層直下の旧地表面から礎石を検出しました（図6）。これらの直上にはいずれも礎石や礎石の抜き取り痕が確認されました。旧地表面に礎石を据えた後、何らかの事情で整地が必要な事態が生じたため、設置した礎石を抜き取ることなく整地した上で新たな礎石を設置した可能性が考えられます。

別の可能性として、軟弱な地盤で行われる「ローソク地業」があります。これは、縦方向に石を数段重ねたり、縦長の石を地面に深く埋設して建物の沈下を防ぐ地業です。

1) 地業とは地盤に施される土木工事のことです。この場合、礎石が基礎にあたり、礎石を据えるために地下に固くつき固めた布掘り状の溝を構築することが地業にあたります。



図3 令和5年度館城跡発掘調査区と礎石配置



図4 令和5年度発掘調査区全景



調査区西壁断面と盛土層



調査区西壁断面オルソ画像



中央トレンチ西側断面と盛土層



中央トレンチ西側断面オルソ画像

図 5 発掘調査状況写真 1



調査区東壁断面オルソ画像



布掘状の地業断面（東壁沿い）



布掘状の地業断面（調査区北東）



盛土層の上下で検出された礎石

図 6 発掘調査状況写真 2

4.2 レーダー反応と地下遺構

令和元年及び3年に行われたレーダー探査での反応は、地業の痕跡とよく一致します（図7）。布掘状の地業は建物の柱筋を表すことから、レーダー反応は建物の柱配列を示すと考えられます。

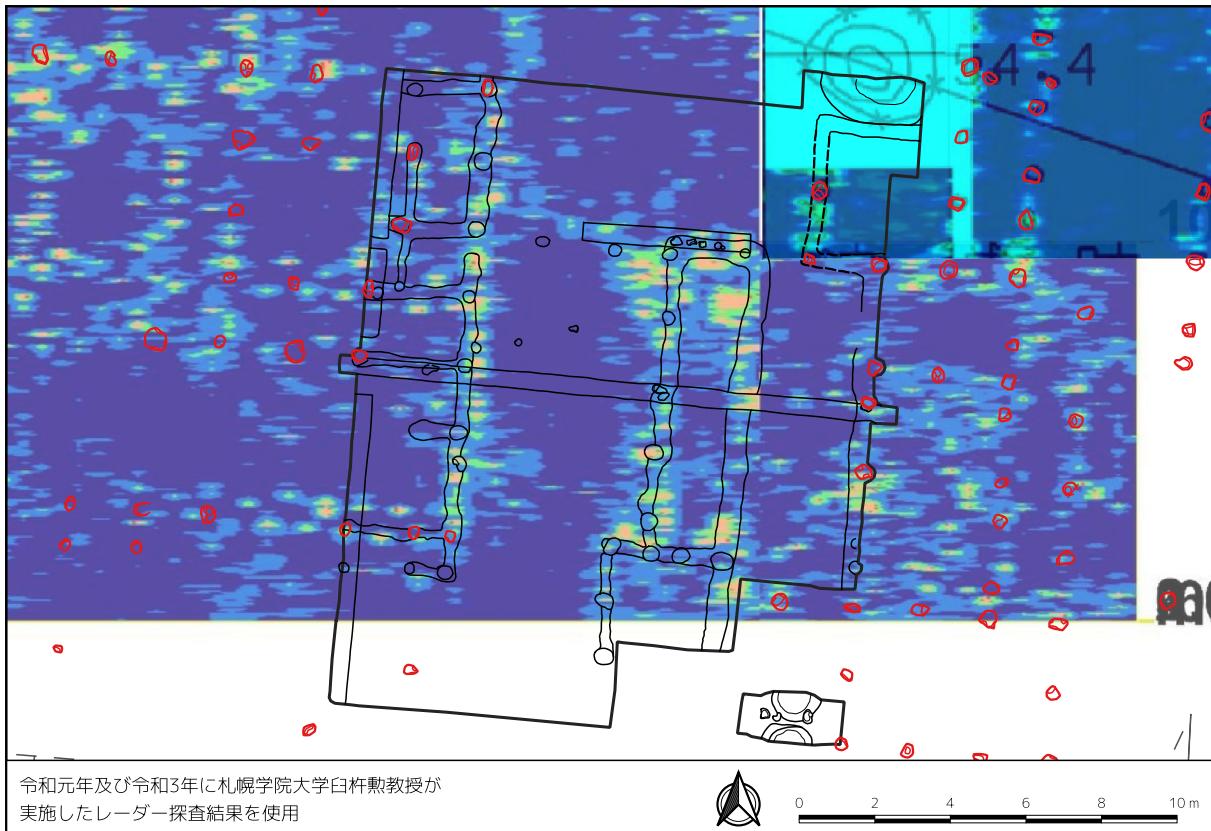


図7 レーダー反応と地下遺構

4.3 増田家文書『館築城圖』との比較

増田家文書『館築城圖』は館城御殿の設計図と考えられています。平成21年の地表面調査の結果、東側の礎石群については一致点が多いものの、西側の礎石群は抜き取られたと考えられるものも多く、一致箇所を見出すことは困難でした。また、1棟の建物として描かれる『築城圖』に対して現地の礎石配置は東西の2群に分かれることからも、現地の礎石配置と整合しない可能性が高いと考えられていました。

調査の結果、東西の礎石群は盛土層によって明瞭に2分され、東西の礎石群は最短距離で3間(5.4m)離れることができました(図4)。『築城圖』では、この空間に「御逢之間」や「御台子之間」など、藩主の日中の居所や中級以上の藩士が詰める部屋が描かれています(図8)。この空間は館城の中核とも言える空間であり、整地や地業、礎石の設置がされていないことは考えられません。以上のことから、増田家文書に描かれた1棟の建物は成立し難いと判断します。

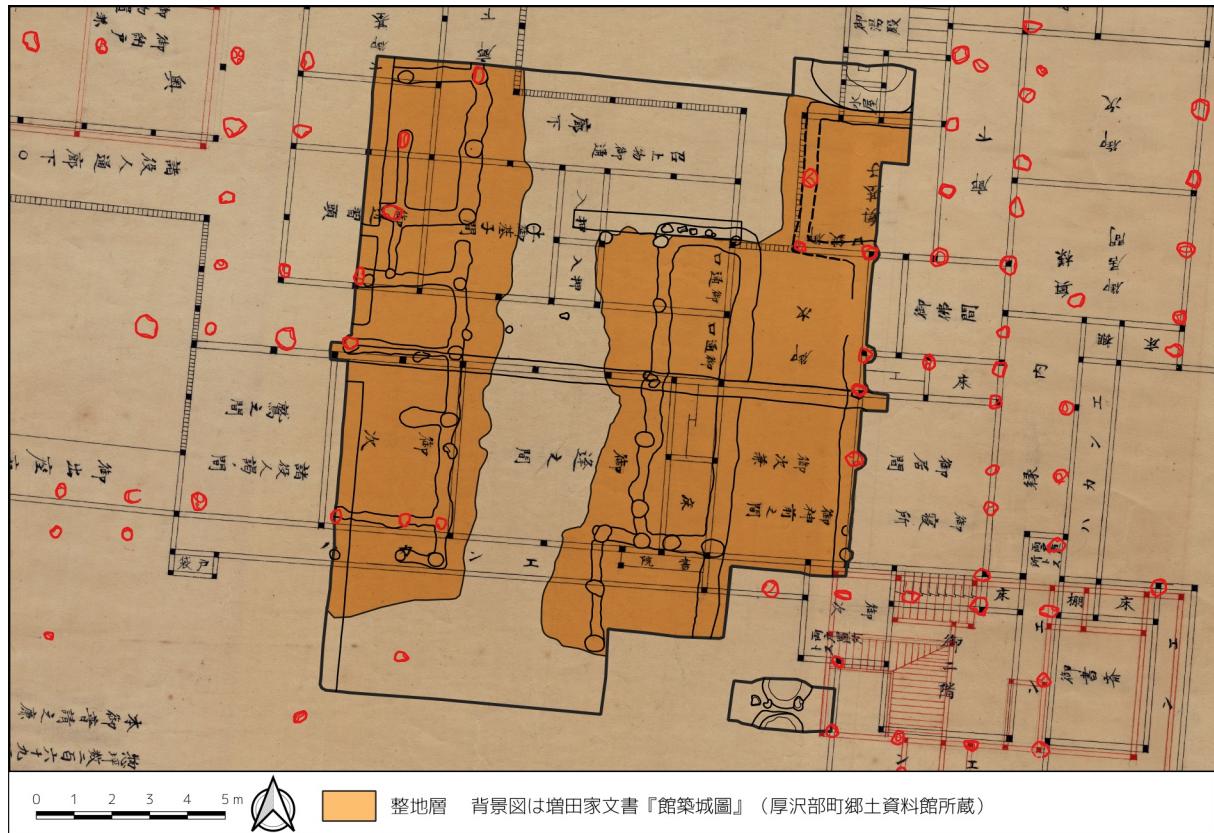


図8 増田家文書『館築城圖』と遺構配置